

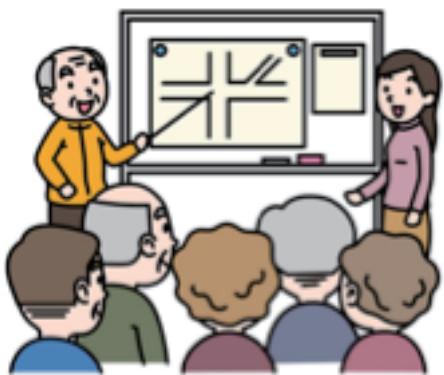
名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

を制定しました。(平成29年4月1日施行)

●●●条例のポイント●●●

交通安全教育の充実

地域・家庭・職場での交通安全教育に努めましょう。



自転車損害賠償保険等の加入義務化

(平成29年10月1日施行)

※事業で自転車を利用する場合も保険加入に努めましょう。



高齢者のヘルメット着用

65歳以上の自転車利用者はヘルメットを着用しましょう。



自転車利用時の交通ルール・マナーの向上

ご存知ですか？自転車安全利用五則

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用



～市内では自転車の盗難が多発しています。ツーロックで自転車を守りましょう～

自転車損害賠償保険等※への加入が義務となります。(平成29年10月1日施行)

※自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することを約する保険又は共済をいいます。

近年、自転車事故で相手方を死傷させた場合に、高額の損害賠償を命じる判決が相次いでいます。被害者の保護を図るため、また、損害賠償責任を負ったときの経済的負担の軽減を図るためにも、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。

高額賠償事例

判決認容額※9,521万円 (神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中に歩行中の女性と正面衝突。

女性は頭がい骨骨折等で意識が戻らず、監督責任を問われた母親に賠償命令。

※判決文で加害者が支払いを命じられた金額(金額は概算額)。



まずは、保険に加入しているか確認しましょう!!

自転車事故による損害賠償責任を補償する保険は自転車向け保険のほか、自動車保険や火災保険の特約、会社等の団体保険など、様々な種類があります。まずは、自転車事故による損害賠償責任が、現在加入している保険の補償範囲に含まれているかを下記の表を見ながらご確認ください。

保険証券がある方はお手元にご用意いただき、ご確認ください

保険の種類	保険の概要	ポイント
<input type="checkbox"/> 個人賠償責任保険に加入していますか? ※共済を含みます	自転車事故のほか、日常生活で発生した賠償責任を補償するものです。下記の保険の特約等で付帯しているか確認してください。 ※付帯しているか不明な場合は、加入している保険会社等にご確認ください。 <input type="checkbox"/> 自転車保険 <input type="checkbox"/> 自動車保険(任意) <input type="checkbox"/> 火災保険 <input type="checkbox"/> 傷害保険 <input type="checkbox"/> 各種共済 <input type="checkbox"/> 社員等を対象に会社を通じて加入する団体保険 <input type="checkbox"/> PTA会員を対象に学校を通じて加入する団体保険	損害保険は原則1年更新です。引き続き自転車損害賠償保険等に加入するよう、忘れずに更新しましょう。 また、事故が発生した際の示談交渉を保険会社等が行うサービスが付いていると関係者の負担軽減、迅速な解決につながります。
<input type="checkbox"/> TSマーク付帯保険に加入していますか? 	TSマークは、自転車安全整備店で購入又は点検整備を行い基準に合格した自転車に貼りつけられます。TSマークには傷害保険と賠償責任保険が付帯されています。自転車に、左記のマークが貼り付けられているか、有効期限内か確認してください。 ※有効期間は点検日から1年間です。	自転車に搭乗中の人人が事故の被害者に死亡又は重度の後遺障害(1~7級)を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に補償されます。後遺障害が8級以下の場合や後遺障害が残らないケガの場合は補償対象外です。

この欄に がついていない方は、保険に加入していないと考えられます。保険に加入しましょう。

※クレジットカードに個人賠償責任保険が付帯している場合があります。カード会社にお問い合わせください。

※複数の自転車損害賠償保険等に加入した場合でも、損害賠償額までが補償の限度です。必要な補償限度額を超えて重複加入しないように気をつけましょう。

詳しくは、本市公式ウェブサイトをご覧ください。

名古屋市 自転車条例 保険

検索

【条例に関するお問合せ先】

名古屋市市民経済局地域安全推進課
tel.052-972-3040